

構造計算書偽装事件に関連したごお問い合わせに対応する  
JSCA 北海道支部の相談窓口の再開設について

(社) 日本建築構造技術者協会 北海道支部

■ 既存分譲マンション構造レビュー

一昨年の秋に発覚した構造計算書偽装事件に関して(社)日本建築構造技術者協会(JSCA)北海道支部が緊急対応として一昨年 12 月に開設した相談窓口は昨年 7 月初旬に当面の役割は果たしたとして閉鎖いたしました。姉齒、浅沼以降にも新たな偽装の発覚や昨年度に国土交通省が全国規模で実施したマンション等のサンプル調査において、明確な改竄・偽装はないものの耐震強度に問題のある物件が少なからず存在する事がマスコミ等で伝えられたこともありマンションの耐震強度に対する入居者の不安がまだ完全に払拭されていない状況にある事を考慮して相談窓口を再び設置することと致しました。

個人の大切な資産であるマンションの構造強度について様々な心配や不安を抱かれる入居者に対し、建築構造についての専門家で構成する第三者の公益法人の立場から助言を行なうことが可能であると判断し、下記の要領で行なう詳細な構造設計図書(構造計算書、設計図面)の構造レビューの申込み受け付けを再開することと致しました。尚、昨年実施した構造計算書の作成過程における偽装・改竄の有無を調査の主眼とした『簡易な構造レビュー』は実施致しませんのでご了解下さい。

● 構造レビューの対象とする建物の要件

- ① 建設地が道内にある分譲済みのマンションで管理組合が結成されている物件
- ② 上記の建物で設計年度が平成 8 年度以降の物件、但し木造建築物は除く
- ③ 構造計算が大臣認定を受けた市販の一貫構造計算プログラムによって実施された物件
- ④ 構造計算の方法が『許容応力度等計算』又は『限界耐力計算』による物件

但し、上記要件に合致する場合であっても構造計算書偽装事件に関して関係官庁の調査対象となった建物の構造設計者が関与した建物に該当する場合は対象外とします。

● 申込み可能な方

- ① 管理組合理事長(理事会が承認済み)

● 申込み方法

- ① 所定の申込み用紙(JSCA 指定:別紙様式 JSCA-北-R②-1、限界耐力計算による場合には JSCA-北-RG②-1)に必要事項をご記入の上 JSCA 北海道支部 構造レビュー受付専用ファックス(011-222-7756)にて申込み頂き、JSCA 北海道支部 構造レビュー委員会からの連絡をお待ち下さい。

● 準備いただく資料

- ① 構造計算関係書類(概要書、構造計算書、一貫計算プログラム電算出力)、設計図面(意匠・構造)、地盤調査資料等で設計図書は建築確認申請に用いたものを原則とします。  
(注): 申込みを受け付けた後、準備可能な資料(計算書・図面)に不揃いがあり詳細検証が出来ないと判断される場合は相談をお断りする場合がありますのでご了承下さい。

● 構造レビュー実施方法

- ① 支部構造レビュー委員会の複数の担当委員が対応致します。
- ② レビュー終了まで 1~2 ヶ月程度の時間を要しますが、資料をお預かりする際に御知らせ致します。
- ③ レビューの内容
  - ・ 構造計算書の作成に当たって偽装・改竄の有無の検証
  - ・ 構造計画及び構造計算の実施に際して設定した仮定条件の工学的判断の妥当性検証
  - ・ 耐震性能等を確保する為に部材設計上で配慮が必要な部分に対する処理の有無の検証
  - ・ 構造計算書と設計図の整合性及びに錯誤等の有無の検証
  - ・ 建築基準法、同施行令及び告示の規定並びに技術基準等への適合性の検証

- ④ 構造レビューは当該物件設計当時の建築基準法並びに関連告示、技術基準、技術知見に則り実施する事を原則と致します。

● 構造レビュー費用

- ① 鉄筋コンクリート構造（又は鉄骨造）で構造計算が許容応力度等計算の場合
- ・ 延べ面積が 5,000 m<sup>2</sup>未満で 1 棟につき 40 万円（消費税別）
  - ・ 延べ面積が 5,000～10,000 m<sup>2</sup>未満で 1 棟につき 50 万円(消費税別)。
  - ・ 延べ面積が 10,000 m<sup>2</sup>～20,000 m<sup>2</sup>未満で 1 棟につき 60 万円(消費税別)
  - ・ 延べ面積が 20,000 m<sup>2</sup>以上は 1 棟につき 70 万円(消費税別)
- ② 構造計算が限界耐力計算の場合
- ・ 上記①に 10 万円（税別）を加算します。
- ③ 鉄骨鉄筋コンクリート構造の建物
- ①の鉄筋コンクリート構造の 2 割増し(消費税を含め)

● 申込みに際してご確認頂きたい事項

本構造レビューは

- ① 建築物の審査に関して監督官庁から認可を受けた審査機関の様な公的な認定を意味するものではないこと。
- ② 建築構造の専門家で構成する第三者の公益法人による判断と助言であること。
- ③ 提出された設計図書に関して書面上でチェックできる範囲内で、建築基準法・建築基準法施行令・告示等の耐震規定に対して、構造設計を行なうに際して採用した仮定条件・工学的判断の妥当性も勘案して適合しているかを判断するものであること。
- ④ 構造レビュー報告書の記載内容に起因して依頼者に損害が発生した場合、原因の如何を問わず当協会が依頼者に負う損害賠償額は当該構造レビュー費用として依頼者から受領した費用相当額を上限とすること。但し、構造レビューの結果として、当該建物の構造設計に関して耐震強度に影響を与える改竄・偽装や明白な錯誤が覚知された事に伴い損害が発生した場合は損害賠償の対象としない。

以上をご了解の上、お申込みいただくよう御願ひ致します。

● 構造レビュー結果の報告方法等

- ① 構造レビューの結果は全て報告書により回答致します。
- ② 構造レビュー終了後申込者にご連絡を致しますので、ご案内の場所にお越し下さい。
- ③ 構造レビュー費用の支払い方法等につきましては、設計資料をお預かりする際にご説明致します。

■ 其他のご相談について

- ① 耐震診断・建物調査につきまして当協会北海道支部では受け付けておりません。